

# 小学校入学準備金制度のお知らせ

大東市教育委員会

この制度は、経済的な理由でお子さんの就学を妨げることをないよう、大東市立小学校に入学予定のお子さんの入学準備に必要な経費の一部を援助するものです。

**申請の受付期間は、令和6年1月16日（火）～1月31日（水）**です。

詳細は下記をご覧ください。

## 1 援助を受けられる方

平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの、令和6年度に大東市立小学校に入学されるお子さんがいる保護者のうち、次の①から③のいずれかの要件を満たす方。

- ① 令和5年度または令和4年度に生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方（家計の主宰者に限る）
- ② 申請日時時点で児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を受けている方（家計の主宰者に限る）
- ③ 令和4年中の世帯全員の所得合計額が、認定基準額（裏面の「6 認定基準額」参照）以下の方（令和4年中の所得の有無にかかわらず、所得税か住民税の申告を済ませておいてください）

※ 特別な事情（世帯員の「不慮の事故、長期療養、災害、勤務先の倒産等」）により生活が著しく悪くなった方等は別途ご相談承ります。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの世帯は、交付されておられる方1名につき75万円を所得から控除して審査いたします。

## 2 申請の方法および期間

### <電子申請での手続き>

申請期間	令和6年1月16日（火）～1月31日（水）
申請方法	①パソコン、スマートフォン等で「大東市電子申請システム」のポータルサイトにアクセス。 ②利用者情報の登録を行う。 ③「申請できる手続き一覧」から「小学校入学準備金の申請手続き（令和6年4月入学者用）」を選び、必要事項を入力して申請。
電子申請システム ポータルサイト	URL ( <a href="https://lgpos.task-asp.net/cu/272183/ea/residents/portal/home">https://lgpos.task-asp.net/cu/272183/ea/residents/portal/home</a> )

※利用者情報の登録方法などは下記 URL をご参照ください。

大東市電子申請システムのご案内 (<https://www.city.daito.lg.jp/soshiki/57/39395.html>)

### <郵送での手続き>

申請期間	令和6年1月16日（火）～1月31日（水） ※1月31日（水）消印有効
申請方法	受給申請書（HPよりダウンロード可）に必要書類を添付して郵送。 ※簡易書留や特定記録郵便等、郵送の記録が残るものに限ります。
宛先	〒574-0076 大東市曙町4番6号 大東市教育委員会 学校管理課 小学校入学準備金担当あて
添付書類	受給申請書に必要事項をご記入いただき、下記を添付。 ①保護者名義の預貯金通帳のコピー（名義人、口座番号がわかる部分） ②児童扶養手当証書のコピー（該当者のみ） ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー（該当者のみ）

### <窓口での手続き>

申請期間	日時：令和6年1月16日（火）～1月31日（水）<土・日・祝は除く> 時間：午前9時～午後5時30分 ※特別な受付日として下記を設けておりますので、ご利用ください。 <u>夜間延長受付：1月18日（木）、1月23日（火）は午後8時まで</u> <u>休日特別受付：1月28日（日）は午前9時～午後5時30分まで</u>
申請場所	学校管理課（大東市立市民会館5階）
申請方法	受給申請書に必要事項を記入し、下記の持ち物を持参のうえ、保護者様が直接ご申請ください。 ※受給申請書は、学校管理課窓口に設置しております。 <u>（HPからのダウンロードも可）</u>
持ち物	1. 預金通帳（振込を希望する口座 ※保護者名義に限ります） 2. 児童扶養手当証書 3. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ※2、3は該当者のみ必要

### 3 援助費目・金額

小学校入学準備金

令和5年度就学援助（小学校入学準備金）費支給額（予定）

費目	小学校	
	対象	金額
小学校入学準備金	就学予定者 (新1学年)	54,060円

※支給金額は予定額であり、変更となる場合があります。

※令和6年1月26日までに就学する大東市立小学校へ「就学届」を提出していない方は  
受給することはできません。

### 4 認定・否認定について

3月中旬に郵送にて通知します。

### 5 支給方法・支給日

保護者口座に振り込みます。支給日は3月下旬を予定しています。

※学校長の口座には振り込みません。

両面に印刷されています

## 6 認定基準額（所得金額）

世帯人数	認定基準額（所得金額） ※給与収入の方は給与所得控除後の金額	世帯人数	認定基準額（所得金額） ※給与収入の方は給与所得控除後の金額
2人	2, 242, 000円以下	7人	4, 222, 000円以下
3人	2, 499, 000円以下	8人	4, 646, 000円以下
4人	2, 928, 000円以下	9人	5, 070, 000円以下
5人	3, 312, 000円以下	10人	5, 493, 000円以下
6人	3, 799, 000円以下	11人	5, 917, 000円以下

世帯員に給与収入の方がいる場合は、その人数に応じて1人当たり10万円(※)を加算。

※給与所得控除後の金額が10万円に満たない方については、給与所得控除後の金額に相当する金額を加算。

## 7 その他

令和5年度就学援助の認定を受けている場合も、新1年生につき小学校入学準備金の受給を希望される方は申請が必要です。

また、小学校入学準備金の支給を受けた場合であっても、その他の費目の就学援助を受けるためには、入学後の5月に別途就学援助申請が必要になりますので、ご注意ください。

※その他の費目（新入学学用品費、学用品費、オンライン学習通信費、修学旅行費、林間臨海学習費、校外活動費）については、令和6年5月中旬から5月末日にかけて申請の受付を予定しています。申請受付の詳しい内容や認定基準額、申請に必要なものは、4月下旬～5月初旬に学校からお子さんを通じてお知らせを配布しますので必ずご覧ください。

※国立、都道府県立、私立及び大東市立小学校以外の市町村立小学校に就学される方、他の市町村で同じ趣旨の援助を受けられた方は受給できません（振込みを受けた場合は返還いただきます）。

### <お問い合わせ先>

〒574-0076 大東市曙町4番6号  
大東市教育委員会 学校管理課 小学校入学準備金担当  
電話：072-870-9642（直通）